

原子力損害賠償紛争審査会
会 長 鎌田 薫 様

原子力損害賠償紛争審査会
の今後の審議に向けた
要 望 書

令和2年9月2日

福島県双葉町長 伊澤 史朗

福島県双葉町議会議長 佐々木 清一

原子力損害賠償紛争審査会の今後の審議に向けた要望書

東日本大震災及び原子力発電所事故により全町避難を強いられてから、9年5か月が経過した今もなお、避難を余儀なくされた全町民は、42都道府県349自治体で将来への不安を抱えながら長期にわたる避難生活を続けています。

当町では、平成29年9月に「特定復興再生拠点区域復興再生計画」の認定（約555ha）を受け、同計画に基づき町の復旧・復興の一層の加速化を進めてきました。本年3月4日には、避難指示解除準備区域（両竹、中野、中浜地区）とJR双葉駅周辺の特定復興再生拠点区域の一部で避難指示が解除され、常磐自動車道「常磐双葉IC」の供用開始やJR常磐線の全線再開、「働く拠点」である中野地区産業復興拠点への企業立地が進むなど復興の光が輝きを増している一方、解除区域は町域の約4.7%と一部のみであり、令和4年を目途とする特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除が実現しても、引き続き帰還困難区域が広範囲に残り、その解除の見通しは未だに示されていません。

このように、多くの町民が避難生活の更なる長期化を強いられる中で精神的、経済的に被っている苦痛は計り知れず、極めて深刻であり、中間指針で示されている範疇を大きく超えているものと認識しております。審査会におかれましては、指針が町民の被害実態に即した内容となるよう指針の見直しに真摯に努めていただきたい。

以上のことから、町民一人ひとりに対する確実な賠償と生活再建の実現に向け、以下の事項について確実に取り組むことを強く要望いたします。

1. 避難指示が継続されている状況を踏まえた賠償について

令和4年を目途としている特定復興再生拠点区域の避難指示が解除されても、引き続き、帰還困難区域が町域の大部分を占め、解除後も多くの町民は避難生活が継続し、長期化に伴う精神的苦痛は増すばかりであるにもかかわらず、昨年1月に開催された審査会では、直ちに指針を見直す考えはないとの見解が示され、審査会として、これまで被害者の声に真摯に耳を傾けて審査・検証が行われてきたものとは考えにくいものとなっている。

審査会としての責務を改めて認識し、避難生活が続く間、また、帰還もしくは移住をしても、精神的な損害や避難費用を含むその他の実費等が発生している場合など、その個別事情に応じた賠償が確実に実施されるよう適切に審議し、指針に反映すること。

2. 原子力損害賠償紛争解決センター和解事例の指針への反映

原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介手続においては、申立件数のうち約8割で和解が成立しており、個別事情による精神的損害の増額など、指針の基準を超えた和解が成立していることを踏まえ、類似した損害については被害者に共通しているものとして等しく賠償が実施されるよう審査会及び文部科学省、紛争解決センターの連携を密に審議を進め、東京電力が迅速かつ円滑に賠償できるよう指針に確実に反映すること。

3. 避難指示区域内の営業損害及び就労不能損害

避難指示区域内の商工業者及び農林業者の営業損害及び就労不能損害の終期については、中間指針において「被害者が従来と同等の営業活動を営むことが可能となった日を終期とすることが合理的である」とされていることを踏まえ、一律に終期を定めるのではなく、一括賠償後においても損害が継続又は発生している場合は、その個別事情に対する確実かつ迅速な賠償の実施について審議し、指針に明示すること。

4. 消滅時効について

平成25年12月に「原賠時効特例法」が施行され、福島第一原子力発電所事故に関する原子力損害賠償請求権の消滅時効期間が3年から10年に延長されたものの、未だ賠償請求権を行使していない被害者がいることから、将来にわたり消滅時効を援用しないよう指針に示すとともに、時効期間の延長により賠償基準の策定や賠償金の支払を遅延させないように、国及び東京電力に強く申し入れること。

5. 避難指示解除の考え方について

当町では、「特定復興再生拠点区域復興再生計画」に基づき、本年3月4日にJR双葉駅周辺の一部区域及び避難指示解除準備区域の避難指示が解除されたが、今回の解除は、住民の帰還を伴わない特殊な解除であることを審査会として認識していただき、賠償に関する町民間の公平性が確保され不当な扱いを受けないことがないよう、国及び東京電力に強く申し入れること。

6. 地方公共団体の財物に係る賠償

地方公共団体の不動産に係る賠償については、平成29年9月に開催された審査会において考え方が示されたが、当町の公共施設は、ほぼ帰還困難区域内に存在し、避難の長期化に伴う管理不能により施設の荒廃が進んでいるため、今後帰還に伴い再整備を想定しているが、整備に要する費用については、中間指針第四次追補で示されている住居確保に係る損害の指針（Ⅲ）が準用されるよう、改めて審議し指針に示すこと。